

(様式第 2 号)

徳島森林山村づくり協議会事務処理規程

平成 25 年 5 月 16 日制定

令和元年 5 月 22 日改正

令和 3 年 4 月 16 日改正

令和 4 年 5 月 25 日改正

令和 7 年 6 月 19 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、徳島森林山村づくり協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第 2 条 協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておくなければならない。

(事務処理体制)

第 3 条 協議会の事務処理は、(公社)徳島県森林づくり推進機構森林経営課長を事務責任者とし、分担して行うものとする。

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る徳島森林山村づくり協議会文書取扱規程第 5 条第 1 項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る徳島森林山村づくり協議会会計処理規程第 8 条第 1 項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第 4 条 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知）、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整森第 266 号林野庁長官通知）、徳島森林山村づくり協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。